

国際人権法学会メールリングリストによる会員への情報配信の方針

国際人権法学会事務局

2026年3月

国際人権法学会では会員メールリングリスト（以下、ML）を作成し、①「学会事務局からの連絡事項」に加えて、②「会員にとって有益と思われる研究会・会合等の情報」を配信している。このうち②の情報は、広く会員からの情報提供に基づく配信であるが、以下のような方針で実施することとする。

1. 配信の方法

国際人権法学会の会員 ML の配信では、会員が利用するメールサーバがセキュリティー上の理由などにより配信を拒否することがたびたび生じている。こうした現象に備えるため、これまでは、ML での配信が拒否される会員向けに別途 BCC による一斉メールで逐一対応してきた。

今後も①の情報発信については、現在のような情報提供を継続する。しかし、②の情報については、会員 ML のみによる配信とし、これまでのようなフォローは行わないこととする。会員各自で、ML 配信を受け取れる環境の整備（別のメールアカウントの取得など）をお願いしたい。

2. 配信のタイミング

①の情報については適宜発信することとするが、②の情報については定期配信とする。現在の方針では、月2回（約2週間毎）の配信とする。配信前2週間の間に配信依頼がなければ、当該回の配信を行わない。なお、事務局としては、依頼の遅れにより周知期間が十分に取れないことに関する責任は負わない。

3. 配信する情報

上記の②「会員にとって有益と思われる研究会・会合等の情報」とは、会員から提供のあった情報のうち、事務局が以下に該当すると認めるものとする。配信するか否かの決定は事務局が行い、事務局は情報を配信しないことによる責任を負わない。

(1) 多数の会員に裨益すると思われる研究会合、シンポジウム、ウェビナーなどの情報であり、参加資格の制限がないもの

(2) その他、CFP やポストの公募など、多数の会員にとって有益と思われる情報

なお、以下のような情報は配信しない。

(1) 編著書や論文などの公刊に関する情報（ブックローンチセミナー・合評会などの案内の場合は除く。）

(2) 営利活動に関する情報（経費をまかなうための最低限の参加費や資料費を越える費用を徴収する場合は「営利活動」とみなす。）

(3) 容易に検索可能な情報および新聞等で広く報道されている情報

4. 配信依頼方法

国際人権法学会の会員は、事務局メールアドレス宛に情報の配信を依頼することができる。依頼メールには以下の情報を記すよう、ご協力いただきたい。なお、記入した内容はMLでそのまま配信されるのでご注意ください。また、メール容量を抑える観点から、添付ファイルは送付しないので、詳細情報を記した Web ページかフォームをご準備いただきたい。

[記入事項（研究会等の場合）]

- ①依頼者名（会員に限る）
- ②研究会等名称、テーマ・報告者氏名
- ③研究会等主催者
- ④開催日時
- ⑤開催場所、方式
- ⑥詳細情報へのリンク（URL）
- ⑦連絡先メールアドレス（登録フォーム URL でも可）

[記入事項（その他の場合）]

- ①依頼者名（会員に限る）
- ②情報の概要
- ③詳細情報へのリンク（URL）
- ④連絡先メールアドレス（登録フォーム URL でも可、③の詳細情報ページに記入がする方式も可）

以上